

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

青森市立油川中学校

(令和4年4月10日一部改定)

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を奪う重大な権利侵害行為である。また、その行為により生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

しかしながら、どの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく、継続して未然防止・早期発見・即時対応に取り組むことが重要である。

そこで、油川中学校では生徒達が意欲を持って充実した中学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」(いじめ防止全体計画)を定めるものである。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

- ① 「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ② 「けんか」も、いじめに該当するか否かを判断する。
- ③ いじめの解消は、以下の両方を満たすこと。
 - ア 行為が3ヶ月以上は止んでいること。
 - イ 心身の苦痛を感じていないこと。
- ④ 好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、「いじめ」という言葉を使わない柔軟な対処ができるものとする。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめを行った側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要な課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

① いじめの構造

いじめは、「いじめを受けた生徒」、「いじめを行った生徒」だけでなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲の生徒が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

② いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。(東京都立研究所の要約引用)

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろを晴らしたい）

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、SNSやメール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り、日常のあらゆる精神的苦痛を与える行為など。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

いじめの未然防止、早期発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

①見逃さない観察と情報共有→学年主任に細かいことでも報告する習慣

②得た情報を確実に伝達し、共通行動を取り指導にあたる。

各担当→学年主任→生徒指導主事(いじめ防止推進教師)→管理職

③会議を活用し、全教職員へ情報を共有する。

週1回のいじめ防止等対策委員会、学年会議の中で情報共有する。

→日常の指導体制（別紙1）

→いじめの認知に関わっては、青森市教育委員会から出されている標準指針に沿って、いじめ防止推進教師（生徒指導主事）を中心として、校内指導体制を整えるものとする。（別紙2-①）

→認知した件について「いじめ対応報告シート」を作成し、市教委へ提出する。また、毎月末日までに、「いじめ状況報告書」を作成し、市教委へ提出する。

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合、解決に向けた組織的な取組は、以下のとおりとする。

→校内に関わる動きについては、別紙2-①の標準指針にあるとおり、重要性

- ・緊急性が高い場合の対応として、いじめ防止等対策委員会を開催し、管理職の指導の下、共通行動を取り、組織的に対応にあたるものとする。

→校外に関わる動きについては、別紙2-②のとおりとする。

4 いじめの予防

いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識、自己有用感を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信をもたせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・縦割り活動や係活動を通して、生徒同士の絆づくりをしながら、一人一役で居場所を確保し、達成感を味わうような活動をさせる。
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施 三者面談：7月（3学年）、12月（全学年）
二者面談：年間を通して（全学年）

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
「世界人権宣言」「いじめ撲滅宣言」に触れた道徳の授業の実施
- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・社会科や技術・家庭科を中心とした情報モラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施
- ・学校だより、生活指導部通信による学校教育活動に関する情報提供

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・即時対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめを受けている生徒・いじめを行っている生徒のサインを見逃さない。

(3) 教室・家庭でのサインを見逃さない。

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
→スクールカウンセラー来校日、保健室、学年主任、生徒指導主事

- ・面談の定期的実施 三者面談： 7月（9学年）、12月（全学年）
二者面談：年間を通して実施

（5）定期的調査の実施

- ・学校生活アンケートの実施と聞き取り（毎月）
- ・健康・安全調査の実施（毎月）
- ・生活記録ノートからの見取り（毎日）

（6）情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議、学年会議、主任会等での情報共有と共通理解の徹底
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

（7）保護者や地域住民からの情報提供の受け入れ

- ・学校だよりでの情報発信
- ・学校評価などからの意見収集
- ・6校合同生徒指導会議、地区での会議、集会への参加
- ・管理職等による地域及び保護者からの相談の受け入れ

（8）職員間の温度差を解消する取組

- ・4月：いじめ防止基本方針読み合わせ
- ・年間を通して実施：生徒に関する共通理解のための校内研（情報交換）
- ・職員会議等で他校や関係機関からの情報発信
→いじめ及びネットに関わる研修会等で得た情報の提供を速やかに、かつ積極的に行うことで共通理解・共通行動の確認をする。

6 いじめへの対応

（1）生徒への対応

①いじめを受けている生徒への対応

生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめを受けている生徒の立場」で継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

②いじめを行っている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめを行っている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめを受けている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。

- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

①いじめを受けている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじめを行っている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わらるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携して解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、さまざまな関係機関と一体となった対応をすることが重要である。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係機関との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

社会科や技術・家庭科を中心とした情報モラル教育の充実

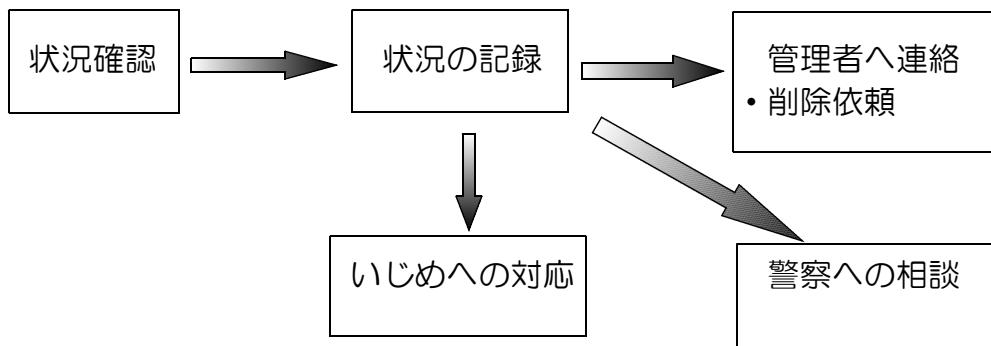
③ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・市教委指導課少年育成チーム「サイバーパトロール」からの情報

②不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針に加え、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等により適切に対応する。

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

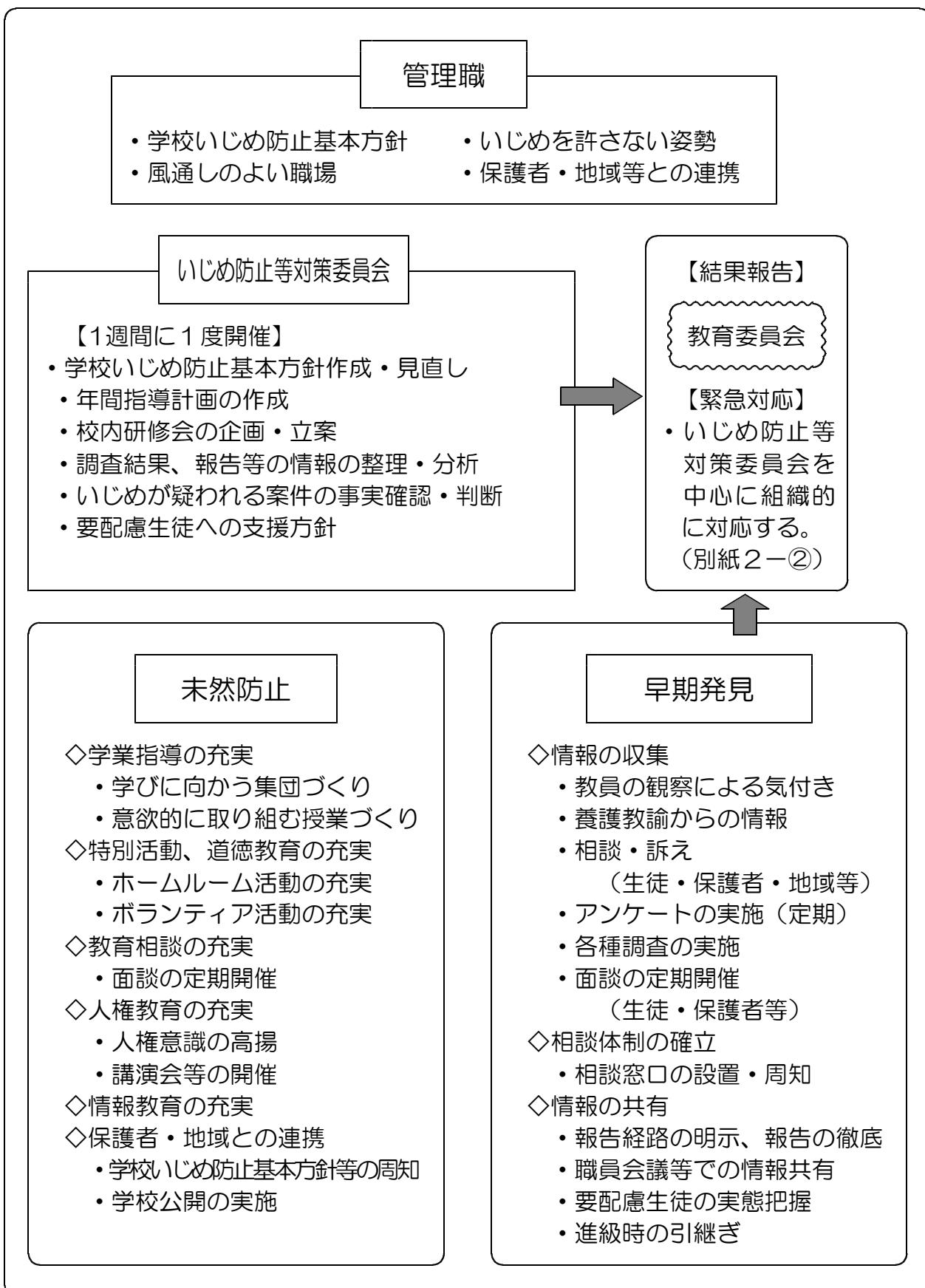
③生徒や保護者から重大な被害が生じたという申立てに対し、調査をせず、重大事態ではないと断言しないこと。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、市教委に報告するとともに、市教委が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

別紙1

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



別紙2-① いじめ認知に関わる指針

【改定版】青森市立小・中学校いじめの認知に係る標準指針

平成29年12月18日
青森市教育委員会

【第1段階】児童生徒に係る各種事案等の記録・提出		全教職員
発見方法		観察、学校が実施する各種アンケート、本人の申告、保護者からの情報等
事案等	変化	トラブル (※文部省が定義するいじめの態様)
	けんか	<ul style="list-style-type: none"> ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 ・仲間はずれ、集団による無視をされる。 ・軽くぶつかられたり、追ふふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 ・金品をたかられる。 ・金品を奪われたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 ・パソコンや携帯電話等で、隠語中傷や嫌なことをされる。など

*関係児童生徒の指導及び保護者への連絡が完了した事案等を含め、対応したもの全ていじめ防止推進教師に提出・報告する。

【第2段階】事案等の収納

いじめ防止情報収納

重要性・緊急性が高い場合

重要性・緊急性が低い場合

継続性が見られる事案

初めての事案

データベースとの照合

検索

各事案の対応方針及び「いじめ防止等対策委員会」臨時開催の有無の確認

教育委員会への連絡

全教職員による見守り、SCやCAの助言を参考に対応

教職員からの情報収集、経過観察

「いじめ防止等対策委員会」の臨時開催

「いじめ防止等対策委員会」の開催(図1回)での取り上げ

【第3段階】いじめの組織的な認知・早期対応 いじめ防止等対策委員会

□認知……児童生徒や保護者等からの聴取を基に事実の確定、いじめか否かの判断

◆いじめの判断基準=いじめを受けた本人が、第1段階に示した「けんか」と「トラブル」の各態様について、心身の苦痛と感じているかどうか。なお、最終判断は校長が行う。

本人はいじめられていても、関係者に迷惑をかけたくない思いから、教員等の問い合わせ等に「大丈夫」と答えるケースが多い。よって、本人の回答に惑わされることなく、積極的に認知すること。

□対応……児童生徒の指導、いじめを受けた子どものケアと見守りの継続、

関係保護者への連絡・支援・助言、関係機関との連携

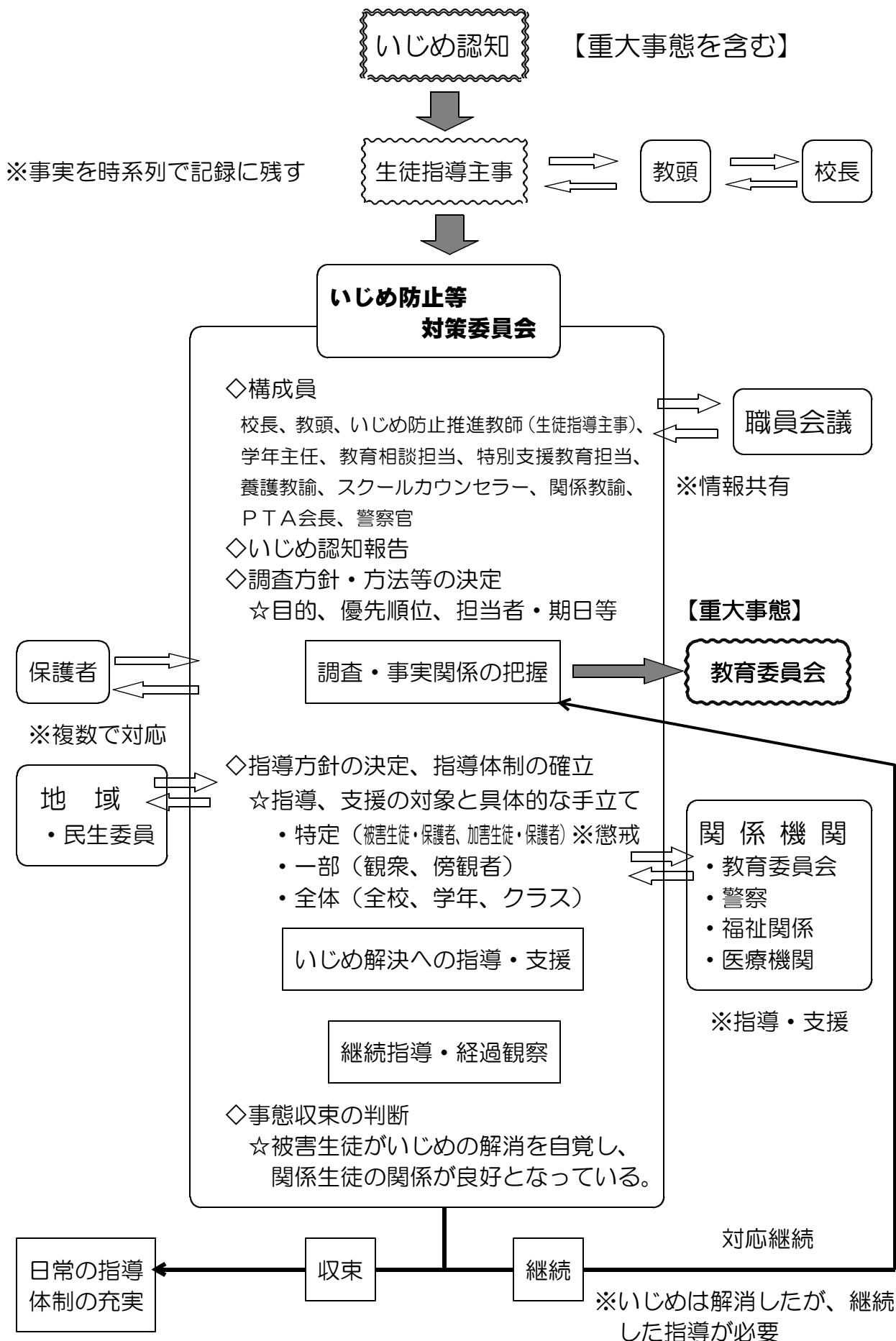
□報告……市教委に「いじめ対応報告シート」「(月例)いじめの状況報告書」の提出

当委員会構成員【例】校長、教頭、いじめ防止推進教師、生徒指導主事・主任、教務主任、学年主任、算数教諭、SC・CA(構成員に加える。内容に応じて参加する)、その他

【第4段階】いじめの概要の記録と対策等の評価 いじめ防止推進教師

□記録……いじめの認知日と児童生徒名、態様や対応等の情報のデータベース化。なお、アンケートを含め、全ての記録の保存期間を5年とする。

□評価……いじめ予防や対策等の見直しと改善、認知したいじめについて3か月間にわたるいじめ行為の有無かつ被害児童生徒本人及びその保護者に



別紙3

1 いじめを受けている生徒のサイン

いじめを受けている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多く場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝の 読書タイム 朝の会 (帰りの会)	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 突然個人名が出される。
昼食時間	給食の配膳が極端である。 (少ない、大盛り、一部の食材だけが多い・少ない) 給食(弁当)にいたずらをされる。 学配のデザート等を必ず(ほとんど)人にあげている。 学配のデザート等をたかられる。 食が進まない。食べ残しが多い。 昼食を教室の自分の席で食べない。 グループの席をつくるとき、机がくっついていない。
休み時間等	用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れたりしている。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめを行っている生徒のサイン

いじめを行っている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サイン
	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。

別紙4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン	
	<p>嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。</p> <hr/> <p>壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。</p>

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サ イ ン	
	<p>学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあったりする。 遊び友達が急に変わった。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。</p> <hr/> <p>理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。</p> <hr/> <p>学習時間が減る。 成績が下がる。</p> <hr/> <p>持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。</p>